

戸籍に氏名のフリガナが記載されます

戸籍に記載予定の振り仮名
を7～8月頃に通知します

通知に誤りがない場合、**届出は不要**です。

通知に誤りがある場合は届出が必要です。

※通知は本籍地から発送します。



令和7年5月26日から戸籍に氏名のフリガナを記載する制度が始まります。

記載する予定のフリガナは、住民票の情報を基に令和7年5月26日以降本籍地からはがき等で通知いたします。
三宅村では、7月下旬から8月上旬に通知予定です。

通知の内容に誤りがない場合、届出は不要です。

令和8年5月26日以降、市区町村長が職権によって戸籍に氏名のフリガナを記載します。

通知された内容が普段使用しているフリガナと異なる場合、令和7年5月26日から令和8年5月25日までに届出をしてください。

届け出ていただいたフリガナを戸籍に記載します。

令和7年5月26日以降に出生届を出すかたは、出生届に記載されたフリガナを記載します。

戸籍に記載する予定の **フリガナの通知** が届きます

戸籍に記載される振り仮名の通知書

誤っている場合は **必ず届出をしてください**

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍 ○○県○○市○○12345番

【氏の振り仮名】

氏	法務
振り仮名	ホウム
氏の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ

【名の振り仮名】

①	名	太郎
	振り仮名	タロウ
②	名	京子
	振り仮名	キョウコ
③	名	正
	振り仮名	タダシ
④	名	ゆり
	振り仮名	ユリ

正しい場合は、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから安心だよ！

①～④の方が個別に届出可能です。
(未成年者については、親権者からの届出も可能です。)



届出の方法

マイナンバーカードがあるかたは、マイナポータルで届出が可能です。オンラインで手続きが完結するため大変便利です。(令和7年5月26日より利用可能となる予定です)

マイナポータルをご利用になれないかたは、市区町村窓口または郵送による届出も可能です。

マイナポータルによる届出に必要なもの

① マイナンバーカード

※「券面事項入力補助用」の暗証番号(数字4桁)及び「署名用電子証明書用」の暗証番号(半角英数字6～16桁)が必要です。

市区町村窓口・郵送による届出に必要なもの

① 氏の振り仮名の届書又は名の振り仮名の届出書

② 本人確認書類

※一般的な読み方ではない場合は、届出の際に現にその読み方を使用していることを証する資料の写し（パスポートや預貯金通帳、健康保険証等）の提出を求める場合があります。

氏の振り仮名の届出書

氏の振り仮名の届出書（記載例）

名の振り仮名の届出書

名の振り仮名の届出書（記載例）

名の振り仮名の届出書（記載例：15歳未満）

届出人

届出をすることができるかたは、氏のフリガナの届出と名のフリガナの届出で異なります。

氏のフリガナの届出人

戸籍の筆頭者

氏のフリガナは、戸籍の筆頭者のかたが代表して届出をしてください。

筆頭者が除籍されている場合は、その配偶者。その配偶者も除籍されている場合は、その子が届出人となります。

名のフリガナの届出人

本人

名前のフリガナは各自で届出をしてください。

ただし、15歳未満の方は、いずれかの親権者が届出人になります。

よくある質問

Q 何のために氏名のフリガナを記載するのですか。

A.目的は大きく3点あります。

- 1 犯罪防止。金融機関等において氏名のフリガナが本人確認のために利用されている場合、複数のフリガナを使用して別人を装い、悪用しようとするケースがありました。氏名のフリガナが戸籍に記載されることで、このような悪用を防止することができます。
- 2 より正確な本人確認。氏名のフリガナが戸籍に記載されることにより、住民票の写しやマイナンバーカードにもフリガナを記載できるようになるため、受付での呼出などの際に正確な読み方で呼ぶことができます。
- 3 データベースの検索性の向上。行政機関が保有する氏名には様々な漢字が使用されています（例：齊藤、斎藤、齋藤、斉藤など）。戸籍に氏名のフリガナを記載することで、データベース上の検索等の処理が容易になり、誤りを防ぐことができるようになります。

Q 通知されるフリガナは何を根拠に決めているのですか。

A.住民票において、市区町村が事務処理ため便宜上保有する情報等を参考に通知します。

Q 期間中(令和7年5月26日から令和8年5月25日まで)に届出するのを忘れてしまいました。フリガナを変更することができますか。

A.令和8年5月25日までに届出をせず、市区町村長が職権によって戸籍にフリガナを記載した方の場合、1回に限り、家庭裁判所の許可を得ることなく届出によって氏名のフリガナを変更することができます。

Q 通知されるフリガナは何を根拠に決めているのですか。

A. 戸籍に記載する氏名のフリガナについては、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているもの」に限られることとされています。しかし、既に戸籍に記載されているかたがこうした一般の読み方以外の読み方を使用している場合には、これを尊重し、当該一般の読み方以外の読み方を示す文字を届け出ることができるとしております。一般の読み方以外の読み方を届け出の場合には、現在その読み方が使われていることを示す資料（パスポート、預貯金通帳、健康保険証、資格確認書等）を併せてご提出いただくこととなります。なお、令和7年5月26日以降に出生届を役所に出すかたで一般の読み方以外のフリガナをご希望のかたは、根拠となる資料のご提示をお願いする場合があります。役所での判断が難しい場合、法務省への問い合わせを行う可能性があるため、届出の当日に受理証明書や出生届出証明を発行できない場合があります。

Q 通知が届きません。

A.通知は本籍地の市区町村からお送りしますので、本籍地までお問い合わせください。なお、三宅村では、令和7年7月下旬から8月上旬頃の発送を予定しています。マイナポータルでも戸籍に記載される予定のフリガナを確認することができます。マイナポータルの場合、開庁時間外も確認できます。

Q 名前の読み方は「キョウコ」なのに通知は「キヨウコ」になっていました。届出をする必要はありますか。

A.届出が必要です。通知で撥音（小さいツ）や拗音（小さいヤユヨ）が大きくなっている場合、届出をお願いいたします。

Q 記載予定のフリガナを確認できますか。

A.マイナンバーカードをお持ちのかたの場合、マイナポータルで確認できる予定となっております。

制度についてのお問合せ

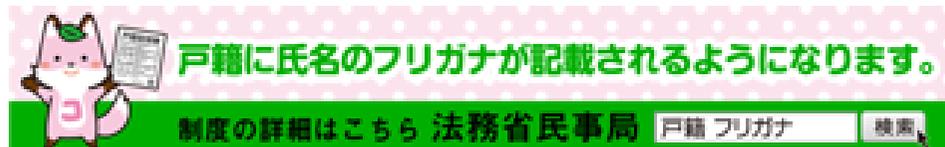
戸籍の振り仮名制度について、詳しくは法務省HPで御案内していますので、御参照ください。

法務省のホームページはこちら [戸籍にフリガナが記載されます \(moj.go.jp\)](https://www.moj.go.jp)

問い合わせ先 : 法務省のコールセンターにお問い合わせください。

0570-05-0310 （令和7年5月26日以降開設予定）

フリガナの確認 ：マイナポータルで確認できます。（令和7年5月26日以降）



📞 お問い合わせ先

三宅村役場臨時庁舎 村民課 住民年金係
〒100-1212 東京都三宅島三宅村阿古 497
TEL:04994-5-0904